

平成25年（ワ）第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

準備書面

平成27年5月26日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡 部 邦 昭



原告の第5準備書面（平成27年4月7日付）に対して、以下のとおり主張する。

第1. 請求の趣旨について。

- 1 請求の趣旨については、被告が違法なことをしていないことは、すでに繰り返し述べているところである。（答弁書第3の2および3、平成25年9月13日付および平成25年12月3日付被告準備書面、平成26年3月3日付被告準備書面）また、本訴請求は、そもそも消費者契約法（41条、23条、13条）に違反して提起されたものであるため、却下されるべきものである。（乙31）
- 2 同じく請求の趣旨についての第3項の（2）において、本件提起後に逐次解約条項の改訂がなされたこと等に対して、「～改訂等が事実だとしても、それらは本訴訟に対応することを目的としてなされたにすぎないと推認せざるを得ない。～」としているが、これは誤った推認である。原告が、必要のない訴訟を回避するために実施すべきであった面談・協議を行わずして請求権を濫用して提起に及んだがために、面談によっても充分解決・実施し得た改訂を行う

時期が、結果として提起後になってしまったものを、「～対応することを目的としてなされた～」と推認するのは誤りである。提起でなく面談を行っていたら、改訂の時期は面談後で本訴提起前になっていた蓋然性が高かったにも拘らず、その蓋然性の摘み取ったのは原告自身にほかならないのである。

被告は、本訴提起以前も、そして提起以後も、逐次自主的に解約条項の改訂を行ってきたものであり、提起後に改訂が実施されたこと等を理由に、「～現時点でも法違反状態の解約条項を含む契約書類による勧誘を『行うおそれ』は高い」（第3項の（2）8行目乃至10行目）と主張するのは（根拠のない）誤りである。

ウェブページへの掲載や和解等に被告が応じなかった（平成26年3月3日付け被告準備書面4頁第2）ことについては、これらは強制されるべきものではないことや、応じる理由もないことについてはすでに述べた。（平成26年9月3日付け被告準備書面）上記の根拠のない主張と関連づける論理には無理がある。

第2 訴訟要件について

- 1 訴訟要件についての第2項の法23条違反については、原告は「～被告との事前面談は訴訟要件とはなっていない。～」と主張しているが、これは論理のすり替えである。被告は「法23条が訴訟要件となる」と主張しているのである。

本件における個別の経緯から考えて、提起を行う前に面談を行うことは必要のない訴訟を回避するための正しい手順であったにもかかわらず、原告は面談を行わず「やむなきもの」として強引に本訴請求を提起した。被告はこの行為を請求権を適切に行使せず濫用したもの、つまり、法23条1項「適切」および2項「濫用」違反であると主張しているのであって、法23条1項および2項に違反するが故に訴訟要件を満たさないものであると主張しているのである。

- 2 原告は、同じく第2項において、「～原告は法41条書面（甲6）以降、指摘点が法違反状態を解消するまで改善された事実が確認できなかったため、本訴提訴に及んだ。当然の行動である。」と述べているが、失当である。「やむなきもの」ではない訴訟を提起して消費者契約法（23条）に違反したという認識がまったく無いものであり、自らの誤りを認めようとせず当然の行動であるとするその態度は理解しがたいものである。面談の実施により解決できる可能性があったことは明らかであり、被告が面談に応じる意志を明確に示していた（平成24年10月1日、甲7、末尾）ことはこれまで述べたとおりである。
- 3 同じく第2項末尾において、「以上、本訴提起前に被告との面談が実現しなかった事実をもって本訴提起が訴権の濫用に当たると評価される理由はない。」と述べているが、面談が実現しなかった理由は、原告が訴訟を回避する正しい手順によらず請求権を濫用して提起したためである。

そもそも繰り返し面談を求めたのは原告であったのであり、2度目の求めとなった平成24年7月20日付の原告申入書（乙12）においては、「面談要請の趣旨は、従前から改善のご努力を示していただいている貴社に対し、当法人の申し入れの趣旨等について共通認識を持っていただきたいというものです。これまでの貴社のご回答を拝見すると当法人の申し入れの趣旨を十分にご理解いただけていない点があり、かつ当法人においても限られた資料の中で判断をしているため認識不足があるかもしれません。そのため、面談の機会を設けて、十分に協議した上で、双方の共通認識を持つことが必要だと判断した次第です。」とあり、面談と十分な協議により共通認識を持って解決する必要性を原告が説いていたのである。求めに応じた被告との面談・協議を行って共通認識を持って訴訟を回避し、解決に努めるのは当然のことであったにも拘らず、上記の手順を踏むことなく、平成25年6月7日に本訴提起に及んだのは、明らかな法23条違反である。

たとえ法41条書面送付後であっても、不必要な訴訟を回避するために努め

なければならないことは適格消費者団体として当然のことであり、それがゆえに法41条には「～1週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができない。～」と、解決のための猶予を与え請求権の濫用に歯止めをかけている。被告は、正しく1週間以内に、解約条項を改善し、法41条書面送付の原因となった面談にも応じる意思を回答書（甲7）にて明確に示して対応したのであるが、面談・協議の必要性を説いていたはずの原告は、あろうことか解決よりも提訴の途を「やむなきもの」として選び、請求権の濫用に及んだため今日の事態に至ったものである。

- 4 原告が、訴状において重要事項である面談関連の経緯一切を記載しなかったという不可解な点についても、提起を「やむなきもの」と強弁するために理論構成上不都合な事実であったために、請求権の濫用を問われることを回避する意図があって加工したのではないかと考えられるが、何故記載しなかったのかという点についての釈明の求め（平成26年9月3日付被告準備書面、4頁、1行目乃至15行目）には原告はいまだに応じていない。

請求権の濫用が真実であり、釈明が不可能なためではないのか。面談・協議を行わずして提訴したことが法23条違反であることは前項で述べたが、適格消費者団体が訴状に意図的に重要事実を記載せずして「やむなく本件訴訟の提起に至った」と強弁することもまた、差止請求権の濫用を禁じた法23条に違反するものである。（平成27年2月10日付被告準備書面、4頁4行目乃至7行目）

原告は、訴状の第3項の「経過の概略」の部分に関して、平成21年5月26日（甲2、甲3）乃至平成24年2月29日（甲4、甲5）分までは時系列で証拠を提出しているが、その後の原告の平成24年5月14日付の面談要請書（乙10）、これに対する被告の平成24年5月28日付の質問書（乙11）、そして、原告の平成24年7月20日付の面談要請の申入書（乙12）が一連となっているにも拘らず、提出せず、次が、平成24年9月25日付の法41

条書面（甲6）となっている。証拠の面でも、面談関連の経緯一切を訴状に記載しなかったことと整合させて意図的に当該部分を提出しなかったことが強く疑われる。やはり請求権の濫用であることを認識していたのではないか。法41条書面送付以前にこれに関連して行われたやりとりが、訴状の記載からも原告提出証拠からもまとめて欠落しているという事実はあまりにも不自然である。平成24年5月14日付の面談要請書（乙10）、平成24年5月28日付の質問書（乙11）、平成24年7月20日付の面談要請の申入書（乙12）はすべて被告により答弁書提出の時点で証拠提出されたが、これら訴状に記載されず原告より証拠提出もされなかった面談に関する一連のやりとりが法41条書面送付の経緯における重要事実であったことは原告の2013年度事業報告書（乙23、7頁）にも記載されており、同じく原告の2012年度事業報告書（乙32、8頁）および原告のウェブサイトにおける差止め・申し入れ情報（乙33、1頁）においてもほぼ同様の記載を認めるため、原告が、一連の面談関連の経緯を提起に至る重要事実と認識しつつ、あえて意図的に訴状には記載しなかったと認めざるをえないものである。

- 5 また、これらの3つの資料（乙23、7頁）（乙32、8頁）（乙33、1頁）の記載のすべてにおいて、法41条書面の送付後に「～半額を返金します。」と被告が回答したとしており、全額を返金しない状況に対して原告が法41条書面を送付したことになっているのであるが、これは事実と反するものである。正しくは、被告は、平成24年2月29日付回答書（甲5）により「～半分を返金する。」と条項を改善する旨の回答をしていることである。原告が平成24年9月25日付法41条書面（甲6）において「～半分を返金する」を差止めとしたのに対して、平成24年10月1日付で「半額をお返しします。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合には、未消化の補修料金の全額を返金いたします。」と原告に意思表示していたのである。（甲8の1および2）従って、原告の論旨は、完全な誤りである。3つの資料すべてにおいて同

一の誤りを記載しているため、「法41条書面の送付に至るまで被告が条項の改善をまったく行わなかった」そしてまた「全額を返金しないとする条項を差止めた」とした方が、より原告の法41条書面送付行為を「正当と演出できる」と判断しての意図的な加工である可能性も疑われる。かかる3つの資料はすべて原告のウェブサイトにて一般に公開されているが、真実を歪曲し被告の社会的評価を貶めるおそれのあるもので、適格消費者団体による情報公開資料としてはきわめて不適切な記載である。

内閣総理大臣の認定により行っている差止関係業務内容の公表については、当然のことながら真実に忠実であるべきで、いかなる印象操作も加えられるべきものではない。

また、原告の2013年度定時総会議案書（乙23）の15頁には、監査報告書として、原告訴訟代理人弁護士を含む監事3名の連名で「～当事業年度の事業報告書～は、当法人の事業報告～を適正に表示しているものと認めます。」と記載しているのであるが、監査の結果、いかなる理由をもって上記の明らかなる誤りを適格消費者団体の事業報告書として適正な表示であると認めたのか。適正であるとするならばその旨を釈明されたい。

- 6 第3項の法41条違反については、法41条書面（甲6）の第2、請求の趣旨において、「～半分を返金する」旨の条項を含む契約を締結しないこと。」とある。法41条においては、請求の要旨及び紛争の要点を記載するとされているが、この法41条書面においては、「請求の要旨」は適式に記載されておらず、「請求の趣旨」と紛争の要点が記載されている。「請求の趣旨」と「請求の要旨」は同一のものではない。請求の趣旨とは、判決において求める結論を意味するものであり、要旨とは異って用語としてより厳密な表現を必要とするものである。「どのような訴えを提起することになりそうかを示す程度の事項の記載」として「請求の要旨」が記載されているのであれば、訴状に記載されるべき請求の趣旨と必ずしも同一の記載である必要はないが、適式によらず「請

求の趣旨」を事前請求として記載した場合には訴状においても同一の記載をすべきである。法41条書面に適式によらず「請求の趣旨」を記載し、また、その趣旨とは異なる趣旨を訴状に記載しての提起は、法41条に定められた書面による事前請求の手続きを正しく行ったものではないため、訴訟要件を満たさない。「請求の趣旨」として「～半分を返金する」旨の条項を締結しないこと。」と法41条書面に記載したのであるから、被告が条項を改訂した時点で、「請求の趣旨」に対応する条項は存在なくなり、法41条書面は有効なものではなくなったと解するべきである。法41条に違反しての提起は手続き違反による請求権の濫用でもあるため、法23条にも違反するものである。

第4項の法13条違反については、法13条は適格消費者団体の認定について定めているものであり、法13条3項に掲げる要件のすべてに適合していることが求められ、要件に適合しなくなった時には、法33条による適合命令及び改善命令そして法34条による認定の取り消しも行われる。

適格消費者団体としての活動の正当性は、法13条3項に掲げる認定要件のすべてに適合しているときに限り認められるものであり、要件に適合しない場合にはその正当性は失われ、当然のことであるが、適格消費者団体として行う差止請求の訴訟要件も満たさないものとなる。

法13条3項2号の要件では「～その活動を相当期間にわたり適正に行っていると認められること。」が求められており、消費者庁による「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」(乙24)5頁2(2)イ(ウ)では、「適正に行っている」の解釈を「～合理的な根拠に基づき真摯な活動を行っている場合をいい、実績作りの辻褄合わせのために合理的な根拠もなく行われた活動は評価しない。」としている。適正な活動においては、「合理的な根拠」が求められるのであるが、「面談を行わなかったこと」「面談についての経緯一切を訴状に記載しなかったこと」「やむなく本件訴訟の提起に至ったとしたこと」「法41条書面と訴状とで異なる条項に対して差止請求を行ったこと」それら

のいずれにも合理的な根拠は見出せない。

よって、本訴請求は法13条3項2号の適正に関する要件に適合せず提起されたものであり、法13条3項に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り認められる適格消費者団体としての正当性を欠いた活動であって、当然のことながら適格消費者団体による差止請求の訴訟要件を満たさないものである。

第3. 調査報告書について

- 1 法31条2項においては、「適格消費者団体は、～毎事業年度、その差止請求関係業務その他の業務がこの法律の規定に従い適正に遂行されているかどうかについて、その業務の遂行の調査に必要な学識経験を有する者が行う調査を受けなければならない。」とされている。つまり、認定の時点では認定要件に適合したとしても、その後常に適正な業務を行うかどうかはわからないため、毎年度学識経験者による調査を行い、その方法および結果を3項8号により調査報告書に記載し、6項により内閣総理大臣に提出することによって、業務が適正に遂行されることを担保するものとなっている。「～差止請求関係業務その他の業務～」とあるように、主たる調査対象は差止請求関係業務であり、調査実施者は、消費者契約法施行規則第22条4項によれば、「～常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において調査をしなければならない。」とされている。
- 2 被告は、平成26年9月3日付の準備書面で、「～本提訴には合理的な根拠つまり法13条における適正性の観点からの疑義があり、～適格消費者団体としての適正性がいったいどのように公的に担保されているのかを明らかにする必要がある。」として、面談の要請から法41条書面に関する2012年度と本提訴に関する2013年度の調査報告書を資料として提出することを原告に求め、その後もさらに求めたがこれに応じなかったため、平成27年2月10日付被告準備書面において、適格消費者団体の説明責任、本訴請求が適法に

提起されたものであるか否かの検証・解明の必要性、調査報告書は何人に対しても公開することを前提として作成されていること、正当な理由がなく公開を拒むことは過料に処せられることまで述べたことによりようやく提出がなされた。適格消費者団体が自らの活動における適正性の疑義を指摘されたのであるから、適正であることを担保する書類は自らの適正性に自信があるのならば速やかに提出するのがむしろ当然である。

3. 提出された2012年度（甲16）および2013年度（甲17）の調査報告書の内容は、調査実施者が異なるにもかかわらず、ほとんどの部分が同一であり、書類等が「適正に作成・保管されている」との表現が多用されている。変更事項は、理事会を傍聴した日時や差止請求の件数などごく一部にすぎない。

そして、ともに末尾には「以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。」と結論している。法31条3項8号に定められた「調査の方法」は、調査報告書第Ⅰ項に記載されている「帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認」および「理事会の傍聴」であると推定され、以下、「調査の結果」として書類等の確認とその保管状況について記載され、前述の「適正」とする結論に至っているものである。理事会の傍聴については結果は記載されていない。

- 4 本件訴訟（本訴請求のこと）は、調査の主たる対象となる差止請求関係業務に該当するが、その具体的な記載が見られるのは、帳簿書類の作成及び保存を定めた法30条関連のみである。

2012年度（甲16）においてはⅡ項1.の「2012年度は裁判外の差止請求が4件あり、事業者等との交渉の経過を記載した書類は事業毎に適正に作成・保管されている」のうちの1件が該当し、2013年度（甲17）においては、Ⅱ項2.の「2012年度は、差止訴訟が1件あり、その概要および結果を記録した書類が適正に作成・保管されている」が該当し、そして、両年

度において、Ⅱ項6.の理事会の議事録等の作成・保管の確認に付記して、「差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定」が、検討委員会で承認され、理事会の議決を経ていることを事案毎に確認したことが該当すると考えられる。

- 5 調査実施者は、本件差止請求訴訟（本訴請求）についての「適正に遂行」の判断を、上記「事業者等との交渉の経過を記載した書類」「その概要および結果を記録した書類」「理事会の議事録等」の3件の資料から実施したと考えられるが、そもそもそれらの書類の内容がかかる判断の資料として「真実に沿った正しい内容」であったのかという点につき大いなる疑義がある。

「事業者等との交渉の経過を記載した書類」「その概要および結果を記録した書類」は、両年度の事業報告書の内容と経過が一致していなければならないが、そもそもこれら両年度の事業報告書においては、本準備書面5頁、第2の5で述べたとおり、「法41条書面の送付に至るまで被告が条項の改善をまったく行わなかった」。そして、また、「全額を返金しないとする条項を差止めた」と解される、明らかに原告の法41条書面送付行為をより正当と演出・加工し、被告の立場を貶める不公平かつ誤った内容の記載があるもので、これと同じ誤りが記載された書類によって調査実施者が本件差止請求業務を「適正に遂行」と判断したとするならば、その重要な判断の前提となる書類が第三者による外部調査の資料としては公正を欠くきわめて不適切なものである。そうすると、調査業務そのものが両年度とも「適正に遂行」されなかったということになるのではないか。

また、理事会においても、同じく誤った事実認識により本件差止請求に関する議決を行ったものであれば、これは重大な問題であり、法13条3項3号の「～差止関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規定が適切に整備されていること。」とする要件に適合しないものとなる。

- 6 調査実施者が確認し「適正に遂行」と判断した書類の内容が、真実に沿った

正しいものであったのか否かという点については、前項に述べたごとく重大な疑義があり、解明がなされる必要がある。

2012年度調査報告書（甲16）において作成・保管を確認した「事業者等との交渉の経過を記載した書類」のうちの本件分、および2013年度の調査報告書（甲17）において作成・保管を確認した「その概要および結果を記録した書類」の提出を求めるものである。事業報告書の内容と同じく真実と異なる経緯が記載されていた場合には、内閣総理大臣に提出された調査報告書の信頼性にも大いなる疑問が生じることとなる。

以上